

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県田川郡香春町大字中津原1974番地の2
氏名 河津産業株式会社 代表取締役 河津 直紀
(法人にあっては名称及び代表者氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊 嗣



許可の年月日 令和 5年12月2日
許可の有効年月日 令和12年12月1日

1. 事業の範囲

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻(※1に掲げるもの又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥(※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は※3に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの若しくはダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は※1に掲げるもの、※2に掲げるもの、※3に掲げるもの、※4に掲げるもの若しくはダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

鉱さい(※1に掲げるもの又は※4に掲げるもののいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん(※1に掲げるもの、※4に掲げるもの又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等 以上8種類 以下余白

- ※1 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物
- ※2 有機燐化合物、シアン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブ
- ※3 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
- ※4 水銀又はその化合物

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 積替え許可の有無

有 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成 16 年 12 月 2 日 第 4558012641 号	新規許可
平成 21 年 12 月 1 日 第 04558012641 号	変更許可 取扱品目「廃石綿等」の追加
平成 21 年 12 月 2 日 第 04558012641 号	更新許可
平成 24 年 11 月 21 日	改正政令附則第 5 条第 3 項の規定による優良基準適合確認
平成 28 年 12 月 2 日 第 04558012641 号	更新許可(優良基準適合確認)
平成 29 年 11 月 13 日	変更届出 車両の変更
平成 29 年 12 月 15 日	変更届出 車両の変更
平成 30 年 3 月 19 日	変更届出 車両の変更
令和 5 年 9 月 19 日	変更届出 商号の変更
令和 5 年 12 月 2 日 第 04558012641 号	更新許可(優良基準適合確認)
令和 6 年 4 月 23 日	変更届出 代表者の変更
令和 7 年 6 月 19 日	変更届出 事務所及び事業場の変更
令和 7 年 7 月 3 日	変更届出 電話番号の変更 以下余白

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所]	福岡県田川郡香春町大字中津原 1974 番地の 2	電話番号：0947-44-7065
	福岡県北九州市若松区大字安瀬 64 番 181	電話番号：093-752-0550
	広島県三原市長谷五丁目 6 番 22	電話番号：なし
[事業場]	福岡県田川郡香春町大字中津原字平塚 1966 番、1996 番 10	電話番号：0947-44-7065
	福岡県北九州市若松区大字安瀬 64 番 181、187	電話番号：093-752-0550
	広島県三原市長谷五丁目 329 番 3、330 番 7	電話番号：なし

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成 4 年 10 月 26 日定め）の規定を遵守すること。